第２号様式

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することが出来る。

⑴　連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
コールローン利息	
買現先利息	
預け金利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
その他業務収益	
政府交付金収入	
その他経常収益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
コールマネー利息	
売現先利息	
借用金利息	
社債利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
貸倒引当金繰入額	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	
少数株主利益（又は少数株主損失）	
当期純利益（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

１　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額を言う。以下この様式において同じ。）を銭単位で注記すること。

２　上記のほか、株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

３　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

４　法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

５　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

⑵　連結包括利益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
少数株主に係る包括利益	